

色覚について配慮を要する子どもの指導について

人間には個性があるように、色の見え方も必ずしも同じではなく、個人差があるといえますが、色覚の検査をしてみるとその見え方が大多数の人とは明らかに異なっている人がいます。男子の約5%、女子の約0.2%が該当するといわれていますが、色がわからないのではなく、色の見え方に特性があるということです。経験の積み重ねによって色の見分け方を学んでいくことにより、日常的にはほとんど支障なく生活を送ることができます。

色覚について配慮すべきことは、教職員は教育活動の全般にわたり、色の見分け方が困難な児童生徒が必ずいるという前提で、色覚特性について正しい知識をもって児童生徒に接するとともに、必要な場合には個別相談に応じ、適切な対応を心がけることが必要です。男子の約5%、女子の0.2%ということですから、クラスに1～2人の色覚について配慮を要する子どもがいることになります。だれが色覚について配慮が必要かということではなく、配慮を要する子どもが常にいるという前提の指導が必要です。

学習指導において、色の判別が必要な教材を用いる場合には、だれでも識別しやすい配色で、色以外の情報も加える工夫が必要です。また、色覚について配慮を要する子どもは、特定の色彩が異なる色合いに感じられたり、微妙な違いがわからなかったりすることがあります。そのため、他の児童生徒と異なる色合いの表現をする場合があります。図画工作、美術の表現は個々の色彩感覚や好みによって、自己の個性表現がなされることに価値があるものであり、見え方の違いについては、むしろ個々の特性として認め指導していくことが大切です。

色覚検査については、一律一斉には実施するのではなく、学校医による健康相談において、事前の同意を得て個別の検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えておく必要があります。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を設けるなど、保護者等へ周知を図る必要があります。

〈参考〉

色覚検査は従前、小学校第1学年・第4学年、中学校第1学年、高等学校第1学年で実施されていたが、平成7年4月1日施行の学校保健法施行規則の改正により小学校第4学年で1回実施することが原則となっていた。しかしながら、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきていること、これまで色覚について児童生徒への配慮を指導してきていることから、平成15年4月1日施行の学校保健法施行規則の一部改正により、定期の健康診断の項目から色覚検査が削除されることになった。

なお、平成15年3月「色覚に関する指導の資料」*（文部科学省発行）を全教職員に配付している。（大阪府教育庁保健体育課のWebページ、学校保健・学校安全に掲載しており、ダウンロードも可能です。）

また、府内にある中学校の美術のテストで、教諭が一斉にカラーカードを見せて、その色を記入させるという問題が出され、色覚について配慮を要する生徒の保護者から、不適切な問題であると苦情が寄せられた例がある。

《参考資料》「色覚に関する指導の資料」（文部科学省発行）

- ・色覚について基本的な考え方・知識
- ・学習指導のあり方（板書・掲示物・地図・採点・実験・造形的な表現活動等）等について、わかりやすく解説しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2470/00004402/sikikaku.pdf>